

## 第9章 移動タンク貯蔵所の基準(危政令第15条)

### 第1 移動タンク貯蔵所の区分

「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームにUボルト等により緊結したもので、積替えのためのつり金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。(H1 危14, 特34)

### 第2 移動タンク貯蔵所の位置, 構造及び設備の技術上の基準

#### 1 移動タンク貯蔵所(第1項)

「移動タンク貯蔵所の位置, 構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 予45)によるほか, 次によること。

##### (1) 常置場所(第1項第1号, 第2項から第5項)

ア 既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。

ただし, 新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は, この限りでない。

イ 常置場所は, 屋外の防火上安全な場所又は, 屋内とする場合は, 耐火構造の建物、もしくは、不燃材料で造った建物の1階とし、原則、常置場所へは移動タンク貯蔵所は空の状態で置く。危険物を積載した状態の移動タンク貯蔵所は、移送中に該当し、危険物取扱者の監視、積載危険物の保安の確保が必要となる。(S51危4)

ウ 常置場所は, 給油取扱所等他危険物施設内とすることは出来ない。(一の危険物施設内に他の危険物施設併設許可出来ないため(指定数量未満の移動貯蔵タンクについては可能)(S62危60))

また、火気を使用する箇所等から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。

##### (2) 移動貯蔵タンクの構造(第1項第2号)

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。(S55 危155)

(3) 注入ホース, 配管等(第1項第15号)

ア 配管に設けるサイトグラスは, 火災予防上安全なものは認めることができる。(S57 危39)

(S57 危49)(H13 危24)

イ 吐出口に給油ホースの結合金具として, ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。

(S55 危53)(S56 危42)

ウ 小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが, 必要最小限の長さにとどめるよう

指導すること。(S52 危59)

エ ボトムローディング方式(充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく, 吐出口及び底

弁から受け入れる方式)の移動タンク貯蔵所の構造は, 「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」(S57 危15)によること。

オ バキュームにより吸排出する方式は, 引火点70℃以上の危険物に限り認められる。(S52

危59)

カ 動植物油類を貯蔵及び取り扱う場合, 危政令第23条を適用し, 蒸気による加熱配管を設

けることができる。

なお, 当該配管は危政令第9条第21号イの水圧試験の例により水圧試験を行うよう指導すること。(S52危37)

(4) 表示設備(第1項第17号)

危険物の類, 品名及び最大数量を表示する設備は, その内容を鏡板に直接記入することで認められる。(H1 危64)

ア 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において, その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを製作した場合は, 次によることができる。(H10 危90)

(ア)当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には, 道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室が生じる。

(イ)許可に係る指定数量の倍数は, 指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態につ

いて算定する。

(ウ)移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

イ 圧送ポンプ、容器詰め替え用のホース、ノズル等は、引火点40℃未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることはできない。ただし、引火点40℃未満の危険物と引火点40℃以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移動タンク貯蔵所においては、設けることができる。(引火点40℃未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。)

#### (5) ポンプ

ア ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる(引火点40℃以上の危険物に限る。)(S51 危71)(S53 危62)

イ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。(S57 危54)(S58 危124)

#### (6) 安全装置

安全装置のパッキンの材質としてコルク又は合成ゴム(耐油性を有するものに限る。)を使用することができる。(S46予1)

#### (7) その他

ア 混油防止装置を取り付ける場合は、次によること。(S56危109)

(ア) 底弁は手動閉鎖装置の閉鎖弁と一体となっていること。

(イ) 手動閉鎖装置の閉鎖弁は送油する時以外は閉鎖されていること。

(ウ) 電気配線関係は防爆を考慮したものを使用し、機器は防水型の箱に収め、各スイッチはアークの発生しない構造とすること。

(エ) 当該装置を取り付けても目視等による定期点検を行うことができること。

イ 防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合は、次によること。(H1危64)

(ア) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には電気設備は防爆構造と

すること。

(イ)当該カメラを設置することにより防護柵の強度に影響を与えないものであること。

## 2 積載式移動タンク貯蔵所(第2項)

(1) 許可の件数, 対象, コンテナの積み替え等

「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」(H4 危54)によること。

(2) 位置, 構造, 設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置, 構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 予45)によること。

(3) 国際輸送用のタンクコンテナ

国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」(H13危50), 「国際輸送用積載式指導タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(H4 危93)によること。

## 3 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所(第3項)

「移動タンク貯蔵所の位置, 構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 予45)

## 4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(IMDG コード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所(第5項)

(1) 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等(IMDG コード型タンクローリー車, 運転要員の確保関係)に係る運用について」によること。(H16 危35)

(2) IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定について適合すること。(H25危25)

## 第3 移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

### 1 固定給油設備から移動タンク貯蔵所等への注油

固定給油設備から、移動タンク貯蔵所、ミニローリーに、1日あたり指定数量未満注入する行為は認められない。(H2 危105)

ただし、指定数量未満の移動貯蔵タンクに、注入管を用いタンク底部に着けた状態で、軽油

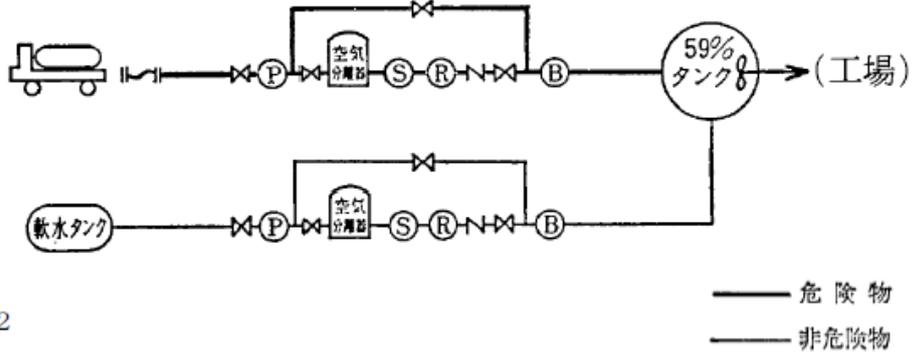
を注入することは、認められているため、以下の条件を満たす場合のみ、認める。(H21危35)

- (1) 注油に使用する固定給油設備はセルフ用固定給油設備を使用しない。
- (2) 注油に使用する固定給油設備の最大吐出数量が毎分 60ℓ以下であること。
- (3) 注油記録(注油日時、油種、数量)を1年間保管し、確認できるようにする。
- (4) 指定数量未満の移動タンクに注入するときは、注入管を用い、当該注入管をタンク底部に着けて注油を行う。
- (5) 車両の全部を給油空地内に入れて指定数量未満の移動タンクに注入する。
- (6) 危険物取扱者の免状を所有する従業員が注油の場を離れずに監視を継続して注油を行う。
- (7) 給油取扱所として、固定給油設備より1日に指定数量以上の注油は行わない。
- (8) 以上を予防規程に明記する。

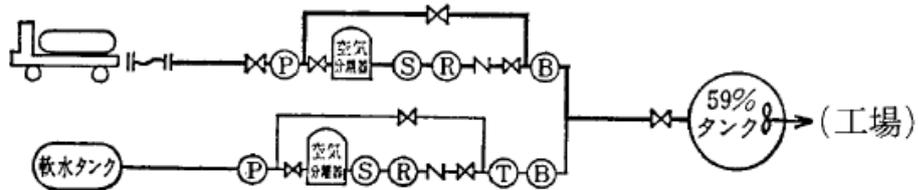
2 容器に収納された危険物を、車体に固定された専用ケースで運ぶことについて、移動タンク貯蔵所は移動貯蔵タンクによる移送が一義的な形態であるが、同時に移送している危険物との関連性や数量等によっては認められる場合もあること。(H14 危 29)

3 例図1のように、予め水を入れてあるタンクに移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを注入して混合する場合、また、例図2のように、移動タンク貯蔵所及び水タンクから同時にポンプ設備を使用して配管中において混合する場合について、これらの形態のように、危険物の取扱い工程(混合・希釈)の一部に移動タンク貯蔵所が組み入れられ使用されることは、移動タンク貯蔵所の貯蔵に伴う取扱いとは解されないもので、認められない。(S56 危 83)

例図 1



例図 2



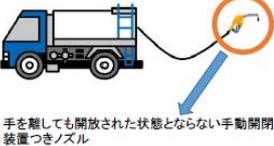
#### 4 移動タンク貯蔵所等から自動車等への給油

(1) 移動タンク貯蔵所及びミニローリー等からの給油については、認められない。(S57 危 56)

ただし、工事現場等において、移動等が困難と思われる自動車等(土木用重機等)については、手動開閉装置を備えた注入ノズルから引火点40度以上の危険物に限っては、漏洩時の措置等により、給油することが可能である。(H26 荻消第 557)

荻市消防管内の工事現場における燃料供給のイメージ

手を離しても開放された状態とならない手動開閉装置つきノズルのある移動タンク貯蔵所(ローリー)及び指定数量未満のタンク(ミニローリー)から燃料供給できる土木建設用重機等



手を離しても開放された状態とならない手動開閉装置つきノズル



キャタピラー等の道路走行する想定でないもの



タイヤがついたものでも、ナンバープレートのないもの



発電機等

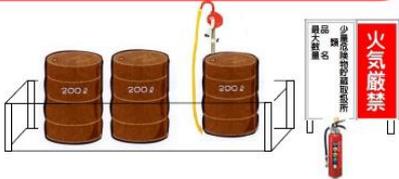
ガソリンスタンドにおいて給油を行うもの



ナンバープレートがついており、道路走行できるもの

○工事現場等で燃料供給する場合の共通遵守事項

- ・漏れた際の応急措置として、油吸着マット・吸着剤等を用意しておく
- ・初期消火用消火器を用意しておく



ドラム缶からの燃料供給はすべてにおいて可能  
ただし、火災予防条例の定めにより、届出が必要  
数量(軽油1,000ℓ以上、ドラム5本)によっては、許可が必要

(2) (1)と同様に移動タンク貯蔵所から船舶への給油も認められない。ただし、漏れた際の応急処置を講じた上で、ミニローリーから引火点40℃以上の危険物を船舶へ給油する行為は認められる。

船舶用給油タンク車から船舶給油取扱所を介しての給油は認められる。なお、船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、危規則 第24条の6に規定する技術上の基準をすべて満たしている必要がある。